

愛媛県女子フットサルリーグ運営要項

第1条 加入条件

- 1、愛媛県女子フットサルリーグに加入するチームは、下記の各項の要件をすべて満たさなくてはならない。
 - ①チーム代表者及び事務局の所在地が愛媛県内であること
 - ②登録選手は中学生以上であること
 - ③登録選手が8名以上いること
 - ④登録選手は日本サッカー協会のフットサルチーム登録で所属選手として登録された女子選手であること
 - ⑤有資格者の審判員を2名以上有していること
*初年度は取得予定でも可とする。
 - ⑥ユニフォームを正、副2着、そろえていること
- 2、すでに加入しているチームでも、前項の要件が欠けた場合は除名する。
- 3、新規加入に関する条件は、別に定める。

第2条 加盟登録

- 1、登録は年度当初の定められた期日までに「大会登録票」を愛媛県フットサルリーグに提出する。
- 2、登録する選手は当該年度で本リーグの他チームと重複していないものに限る。
- 3、18歳未満の選手を登録する場合は、保護者の同意を得るものとする。
- 4、年度途中での追加登録は、その年度の11月末まで認める。
その選手の出場する試合3日前までに追加登録した大会登録票をリーグ事務局にメールで送付すること。
- 5、大会登録票に記載されていない選手は試合に出場することができない。
- 6、選手の登録抹消についても追加登録と同様とする。
- 7、新規に加盟しようとするチームは前年の12月末日までにリーグ事務局まで届け出ることとし、加盟の可否については評議会で決定する。

第3条 会計

- 1、登録チームは定められた期日までに、年会費40000円を会計担当に納めること。
- 2、会計担当は納められた登録料を保管し、運用し年度末に監事の監査を受け、評議会の承認を受ける。
- 3、新規加盟チームは新規登録料30000円を別途納入する。
*リーグ結成初年度登録チームは免除とする。

第4条 競技規則

- 1、日本サッカー協会フットサル競技規則に準ずる。

第5条 試合形式

- 1、リーグは加盟チームの1リーグ制とし、対戦方法は運営委員会により決定する。
- 2、順位は勝点制とし、試合の勝者には3点、引き分けには1点、敗者は0点とする。勝点
が同一の場合は全試合の得失点差とする。
共に同一の場合は、全試合の総得点の多いチームを上位とする。
さらに同一の場合は当該チーム同士の対戦成績とする。
- 3、試合時間は当該年度当初に運営委員会で決定する。
2016年度は 15-5-15 プレイングタイム
前、後半に1回ずつのタイムアウトを取ることが出来る。
- 4、交代要員は9名まで登録することができ、9名の随時交替を認める。

第6条 試合の成立

- 1、キックオフ予定時間を5分経過しても5名に満たない場合は棄権扱いとする。但し正当な理由により事前に試合に参加できないことを、愛媛県フットサルリーグ運営委員会に連絡している場合はこの限りでない。
- 2、審判が来なかった試合は再試合とし、その費用は審判担当チームの負担とする。

第7条 選手の服装等

- 1、ユニフォームのシャツは黒及び紺色以外の運動に適するものであってチームで統一されていること。
- 2、ストッキング及びレガース（すね当て）は必ず着用する。
- 3、シューズは体育館専用のフットサルシューズを使用する。
- 4、メガネの使用は認めない。
- 5、アンダーシャツを着用する場合、アンダーシャツの袖の色は、ユニフォームの袖と同色でなければならない
- 6、アンダーショーツを着用する場合、その色はショーツの主たる色と同色でなければならない。
- 7、ストッキングの外にテープ等を着用する場合は、着用する部分のストッキングの色と同色でなければならない。

第8条 審判及び運営

- 1、審判は運営事務局が主審と第2審判を派遣する。その費用はリーグ年会費から捻出することとする。
- 2、オフィシャル担当チームは第3審判を置き、試合の記録をしなければならない
- 3、オフィシャル担当チームはタイムキーパーを置かなければならない

第9条 審判の判定に対する抗議

- 1、審判の判定に対する抗議は認めない。
- 2、判定に不服があるときは評議会議長に異議申し立てを行うことができる。

第10条 制裁

- 1、退場処分を受けた選手は自動的に次の試合に出場停止とし、以後の試合は規律委員会

で決定する。

- 2、棄権試合の戦績は8-0とし、棄権2回を重ねたチームはリーグ戦より除名し以後の試合は行わない。その戦績は抹消する。
- 3、登録選手以外の選手を出場させた場合は、その試合は棄権試合とし、その後の試合については規律委員会で決定する。

第11条 規律委員会

- 1、愛媛県フットサルリーグ規約及び本要領の決定事項に違反した場合、及び重大な不正行為があった場合は、規律委員会を開催しその処分を決定する。但し、除名処分については評議会において決定しなければならない。
- 2、規律委員会及び評議会で決定した処分の内容については、リーグ加盟全チームに決定内容を報告する。

付 則

- ①この要領にない事項については各種委員会で決定する。決定した事項については速やかに文書を持って加盟全チームに通知する。
- ②この要領の改廃は評議会で行わなければならない。
- ③この要領は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。